



【第 97 回】2015 年 9 月 4 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

マイナンバー活用の切り札 「記入済み申告制度」の実現度

マイナンバーの活用に必要な
「記入済み申告制度」の導入



現行では、カードリーダーが必要な e-Tax。17 年 1 月

をめどに新たな認証方式の導入を行う予定だ

マイナンバー制度の施行を前に、企業のマイナンバー対応実務に関するセミナーが多く開催されている。まずは、マイナンバーの管理を法令に従って実施することが最大の関心事である。

筆者は、実務の対応の先にある「マイナンバー制度をどう活用していくか」という点に、より大きな関心がある。これまで、マイナンバー制度を国民利便の観点から活用すべきだ、莫大なコストと手間をかけて導入する以上、それを上回る国民の利便性の向上や行政コストの軽減を目標にすべきだ、ということを手張してきた。

その代表例の1つとして、「記入済み申告制度」の導入がある。これは、税務当局が、雇用主や金融機関などから提出された情報、たとえば源泉徴収票や支払調書などの法定資料の記載内容である、所得金額や源泉徴収額などを予め申告書に記入して納税者に送付し、納税者はその内容を確認、必要に応じ修正して申告が終了するという制度で、納税者サービスの一環として行われている。

下図は、スウェーデンの税務当局から入手した「記入済み申告書」である。

スウェーデンの記入済み申告書（イメージ）

収入		課税所得	228110	資本所得(損益通算)	
給与	225800			資本所得	+ 5954
医療給付	2310			資本所得からの控除	- 19400
	=				= 13446
資本所得					
利子	3800			地方税	+ 58065
配当	2154			不動産税	+ 6362
	=			年金保険料	+ 16100
				教会税	+ 2021
資本所得からの控除				基地税	+ 137
繰越損	10900			年金保険料控除	- 16100
借入金利	8500			勤労税額控除	- 12026
	=			キャピタルロス控除	- 4033
				課税額合計	= 50526
...					
源泉徴収税額	53881			源泉徴収税額	- 53881
				還付額	= 3355
...					

※1 スウェーデン国税庁からのヒアリングの際に入手した記入済み申告書サンプルより作成
 ※2 イメージの中の「矢印」「注書き」は事務局による記載
 (出典：金融税制・番号制度研究会作成)

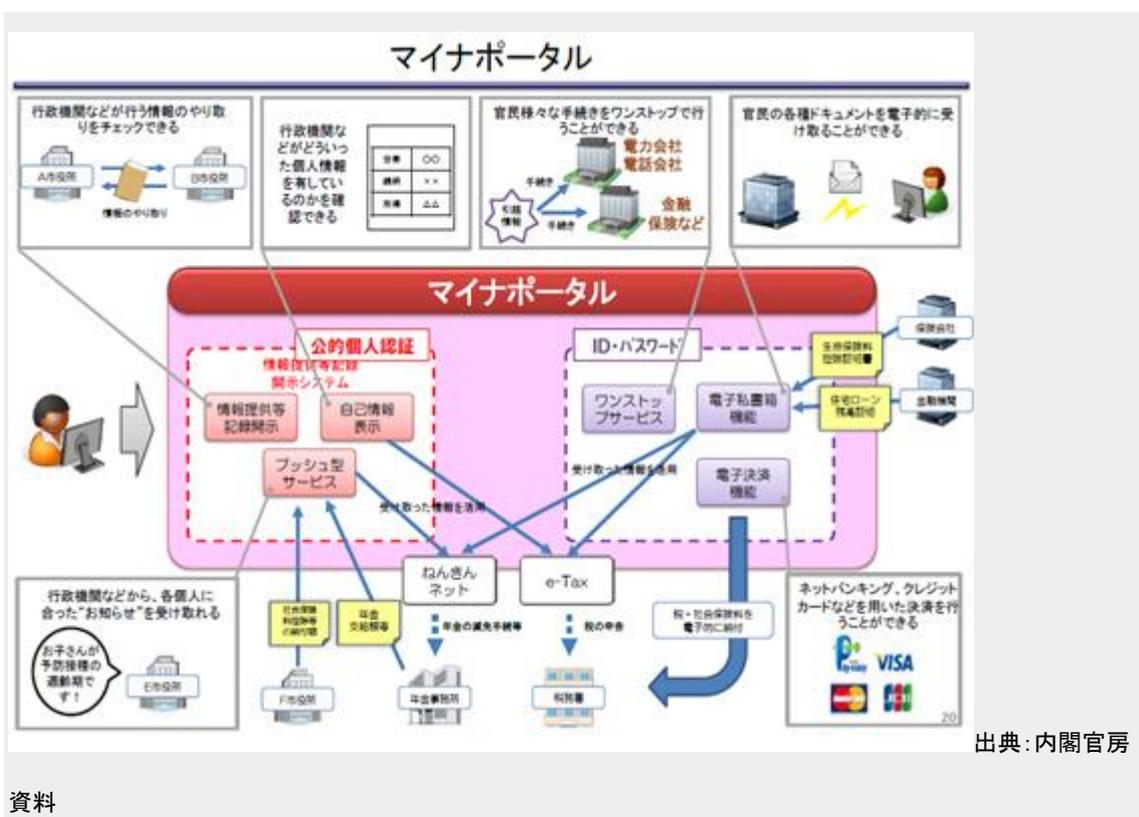
これを見ると、税務当局から送付されてきた申告書には、給与、利子所得、配当所得などと並んで、支払った国税や地方税、税額控除額などが記入され、最終的には納税者の税の過不足額(図では還付額)まで計算・記入されていることがわかる。

このようなサービスの導入は、北欧諸国だけではなく、英国など他の欧州諸国にも広がっている。

わが国でこの制度を実現していくには、税務当局の相当な準備が必要となり、時間がかかる。そもそもわが国の国税庁は、諸外国の当局と比べて納税者サービスという視点は強くないので、ハードルは高い。

「マイナポータル」の機能を活用し 記入済み申告制度の実現を目指す

そこで、17年1月から始まる「マイナポータル」の機能を活用して、これに近い制度の実現を目指すことが考えられる。現にこの方向で、政府部内でも検討が進んでいる。図に沿って説明していきたい。



マイナポータルというのは、個人ごとに提供されるポータルで、番号カードを読みこませ、ID・パスワードを入れることによって、次のような様々なサービスを受けることができる。

ポータル「情報提供等開示システム」(図の左の点線部分)を活用して、保険者から医療支払情報が入手できるので、これを e-Tax と連動させれば、医療費控除が簡素化できる。もちろん、領収書の添付は不要になる。

また「電子私書箱機能」(図の右の点線部分)を活用して、生・損保の保険料控除や住宅ローン控除に必要な証明書を電子的に受け取り、e-Tax と連動させることが可能となる。

さらには、クレジットカードなど民間の決済サービスと連動する「電子決済機能」を使って納税まで可能になる。

医療支払情報は本来医療機関が発行すべきだが、医師会の反対により、支払先の医療機関からではなく、保険者からの情報にならざるを得ない。将来的には、医療機関が情報提供を行うようにする必要がある。

このように、「官」と「民」がオンラインで情報連携する仕組みであるマイナポータルの機能を活用して、事実上、記入済み申告制度は可能になるのである。

e-Tax も今より簡素な 仕組みにする必要がある

加えて、e-Tax についても、今より簡素な仕組みにしていく必要がある。

現在、e-Tax を利用するためには、自治体窓口で住基カードを発行してもらい、カードに格納されている電子証明書(公的個人認証などを用いた証明書)をカードリーダーに読み込ませて、「利用者識別番号」を取得し、電子証明書などの初期登録を行い、「利用者識別番号」とパスワードによるログインをして初めて利用が可能になる。

e-Tax を利用する人になりすまし、改ざんすることを防止するために、高度な本人確認を行っているためである。

一方先進諸国では、ワンタイムパスワード方式で、簡素に行っているところが多く、わが国もその方向で利便性の向上を図る必要がある。

この点国税庁は、e-Tax の利便性向上に向けて検討を進め、17 年 1 月をめぐりに新たな認証方式の導入を行う予定である。これは、公的個人認証に基づく電子証明書を利用しない新たな認証方式で、たとえば携帯電話などを利用した音声通信認証による本人確認（携帯電話による本人確認を実施した後に発行した ID・パスワードによる認証方式）を導入する方向で、検討が進んでいる。

もう一つ、大きな課題がある。現状では、法定調書の税務当局への提出期限は翌年 1 月末に設定されるものが多いため、税務当局による記入済み申告書の作成・送付が確定申告時期に間に合わなくなる恐れがある。そこで、記入済み申告の実現にあたっては、スケジュールの変更も含めて業務フローの変更をする必要がある。

記入済み申告制度が導入されれば、納税者が選択的に自主申告をしていく制度への道を開くことになる。このことは、改めて別の機会に解説したい。

DIAMOND,Inc. All Rights Reserved.

```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX" height="0" width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe> <iframe src="//o.advg.jp/oif?aid=7317&pid=1" width="1" height="1"></iframe> <iframe src="//b.yjtag.jp/iframe?c=HnwCFYR" width="1" height="1" frameborder="0" scrolling="no" marginheight="0" marginwidth="0"></iframe>
```